

第5回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和3年10月18日（月）9時00分～11時25分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、田中穂委員、森本委員

使用者代表委員 田中利明委員、平木委員、宮城委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、今井賃金室長

野口賃金室長補佐、田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 金額審議について

(2) その他

5 資料目次

(1) 令和3年度答申日別最短効力発生予定日一覧表

6 議事内容

○野口賃金室長補佐 おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から第5回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、専門部会の成立について御報告をいたします。現在、委員9名のうち全員が出席されていますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本日の専門部会は公開の扱いとなっており、10月13日から10月14日までの間、公示等により傍聴希望者を募集いたしましたが、希望者はいなかったことを御報告いたします。

それでは、今後の進行を佐藤部会長にお願いいたします。

○佐藤部会長 おはようございます。それでは、議事の方進めてまいりたいと思います。

では、まず金額審議について、いつものように、まず河村委員と宮城委員と3人で、本日の進め方について打合せをさせていただきたいと思います。

それでは、会場の準備をお願いします。

9時10分ぐらいまで休会いたします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 では、再開したいと思います。

本日の進め方ですが、まず労使それぞれが分かれて打合せをされたいということでしたので、まず30分間、分かれて御協議いただきます。その後、戻られてから、1時間、労使で協議をしていただくというように進めさせていただきます。

それでは、まず30分間、休会して、労使それぞれに分かれて御協議をお願いいたします。では、会場の準備をお願いします。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 それでは、皆さんお戻りになりましたので再開いたします。

では、続きまして、労使で協議をしていただきたいと思います。1時間の休会をお願いします。では、会場の御準備をお願いします。

〔労使協議〕

○佐藤部会長 それでは、皆様お戻りになりましたので、審議を再開したいと思います。

それでは、労使の協議の状況を教えてください。

○河村委員 それでは、労働者側の委員の河村から御報告をさせていただきたいと思います。まず、結論を申し上げますと、825円ということで、労使双方が歩み寄った額ということになりました。交渉の協議の背景ですけれども、労働者側の考え方についてお話をさせていただきたいと思います。

今回は、地域別最低賃金に追い越された状態からのスタートということで、しかも、協定の最低額が834円ということですから、マックスが834円ということで、そこまで上がっても25円というような状態からのスタートということとなりました。地域別最

低賃金の状況を考えれば、29円の引上げですから、当然マックスの834円、25円の引上げということで、当初は主張させていただいておりましたけれども、その後、いろいろ協議をさせていただく中で、特定最低賃金の優位性をどうにか確保したいという労働者側の思いからしまして、831円ということで主張させていただきました。そこにこだわったのは募集段階で、求人段階で831円であれば840円になるが、地域別最低賃金が821円であれば830円であると考えられ、そこに10円の差ができるのではないかという思いで、そういった主張をさせていただきました。

ただ、なかなか両者の金額にかい離があったものですから、我々としても特定最低賃金の意義をどうにか確保するためには、5円刻みの考え方になりますけれども、826円ということでお話をさせていただきました。また、その826円の根拠としては、春闘等の賃金引上げ額が約2%ということと、今回、労使でアンケートを取っていただいた中の賃金の引上げをした実績を見てみますと、やはり2%前後の実績があったというところから、826円ぐらいが望ましいのではないかという主張をさせていただいておりました。

その後、労使で協議をさせていただいて、歩み寄ったという形で825円ということで、労使での協議を終えさせていただいたということになります。

労働者側からは以上となります。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、使用者側の方からお願いします。

○宮城委員 使用者側としては、この改正の審議自体が、当初は822円からというお話もあったと思うのですが、0円も改正審議ですので、我々としては821円がスタートという感覚で話をさせていただきました。使用者側は、あくまでも821円、上げて822円までだという方もいらっしゃいましたし、822円から24円までは、統計上の数字から言っても、いわゆる影響人数が変わらないので、824円まではいいのではないかという意見に分かれました。

それで、先ほど労働者側からお話がありましたけれども、電機産業、電子部品・デバイスというのはリーディングの業種だという思いがございますので、そういう考えもある程度含めて、地域別最低賃金と一緒にはいけないのではないかという思いが使用者側にもあったのではないかと思いますけれども、さりとて今のこの業種の状況を見ると、ほとんど加工賃でやっている業種ですので、地域別最低賃金が29円上がったからといって、同じ

金額をこの業種で上げるというのは収益上無理だということで、何とか825円ということで労働者側と使用者側とお話できたというところでして、最終的には労使とも歩み寄ったのですけれども、両方とも不満足な結果の結審だと思っております。お互いの意見ばかり言っていると、いつまでたっても接点ができませんので、今まで何時間も話し合いをさせていただいたわけですから、歩み寄ってこういう結果になったということです。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、労働者側、使用者側、それぞれで補足意見等ありましたらお願いします。

○田中穂委員 ないですよ、私は。

○佐藤部会長 それでは、今、御報告がありましたとおり825円ということで、全会一致で決定するという事によろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、事務局はこの決定のと通りの部会報告（案）を作成してください。併せて、答申について、事務局から説明をお願いします。

○今井賃金室長 ただ今の全会一致の結審を受けまして、これより部会報告を行っていただきます。なお、例年の報告案には、効力発生の日は法定どおりとして記載されておりますので、その旨記載、作成することをまず御確認いただきたいと思っております。

具体的な日につきましては、本日資料としてお配りをしてございます日程表を御覧いただきますと、裏面の2ページになります、上から見て一番左の行の4番目、10月18日が本審議会の答申日となりまして、かつ、答申要旨の公示日となります。異議申出が出なかった場合の最短の改正発効予定日、これが先ほど申しました法定発効日となりますけれども、一番右端を御覧いただきますと、12月17日の金曜日となります。

9月16日に開催されました第530回鳥取最低賃金審議会におきまして、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが了承されてございますので、部会報告をいただいた後、この決定を最低賃金審議会の決定として、本日答申を行っていただくということでございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。何か説明について質問等がありますでしょうか。

では、事務局で専門部会報告（案）の作成をお願いしたいと思いますが、どれぐらい時間が必要ですか。

○今井賃金室長 10分ほどお時間を頂ければと思います。

○佐藤部会長 では、報告書の案が作成されるまで、休会といたします。

〔休 会〕

○佐藤部会長 それでは、再開いたします。

では、事務局は専門部会報告（案）の読上げをお願いします。

○今井賃金室長 それでは、読み上げさせていただきます。

案、令和3年10月18日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和3年9月16日鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

おって、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記以下に、委員の皆様のお名前を挙げてございますが、御覧いただいて、御確認いただき、読上げを省略させていただきます。

別紙に移ります。

別紙、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。1、適用する地域、鳥取県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者。（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。（3）次に掲げる業務に主として従事する者。イ、清掃又は片づけの業務。ロ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組立、取付け、包装又は箱詰め業務。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間825円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおり。

続きまして、経過概要並びに審議経過を添付してございますが、御覧いただいて御確認

いただき、読上げを省略いたします。以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ただ今の専門部会報告書（案）について、質疑などありますでしょうか。

○河村委員 すみません、1点だけよろしいですか。

○佐藤部会長 はい。

○河村委員 このもの自体に異議はございませんが、この別紙の3に適用する労働者の記載があります。今回、審議において労使双方のアンケートを取っていただいたかと思うのですが、この部分で来年以降のお願いということでお伝えをさせていただきます。ここに18歳未満又は65歳以上や、雇入れ6か月未満、技能実習中、などの適用除外の方について書かれています。ただ、今回アンケートの中には、この適用除外の方も多く含まれている状況ですので、この辺りは、来年以降、精査をしていただければと思います。以上です。

○今井賃金室長 承知いたしました。次回、アンケートを出すときには、その旨が回答いただける方によく分かるような形で実施したいと存じます。

○佐藤部会長 では、ほかにないようでしたら、この案をもって、専門部会報告書を確定してください。

○今井賃金室長 はい、確定いたします。答申を会長に御確認いただいた後、案を取ったものを皆さんに配付したいと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤部会長 では、答申文について確認いたしたいと思います。これでお願いします。

それでは、答申文を配付して読上げをお願いします。

○今井賃金室長 お手元に届いたようでございますので、まず、答申（案）として読み上げさせていただきます。

令和3年10月18日、鳥取労働局長、石田聡殿、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤 匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和3年9月16日付け鳥労発基0916第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金を次のとおり決定すること。1、適用する地域、鳥取県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者。（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。（3）次に掲げる業務に主として従事する者。イ、清掃又は片づけの業務。ロ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装又は箱詰め業務。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間825円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおり。

以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、この答申（案）のとおり、答申をすることにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

[会長から労働基準部長へ答申文手交]

○高橋労働基準部長 石田鳥取労働局長に代わりまして、一言挨拶申し上げます。

ただいま、佐藤匡会長から鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について、全会一致の答申を頂きました。9月16日に第1回専門部会を開催させていただいてから、5回にわたり御審議をいただき、皆様方にはお忙しいところ、本当にありがとうございました。事務局といたしましては、今後、発効に向けて事務手続を適正に行いますと共に、発効分につきましては、地域別最低賃金と同様に改正された特定最低賃金額の周知及び履行確保に努めてまいります。

改めまして、各委員の皆様方の御苦勞に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、今後の日程等について、事務局から説明をお願いします。

○今井賃金室長 ただ今、答申が行われましたので、最低賃金法第15条第3項に基づき、本日から11月2日までの15日間、異議申出の公示により、答申に対する異議を受け付

けいたします。この間、異議の申出が無かった場合には、審議会としての審議は終了いたします。事務局での官報公示の手続のための事務処理を行いますと、11月17日が官報公示予定日となります。そして、30日経過いたしました12月17日が発効予定日となります。

一方、異議の申出があった場合は、改めて審議会を開催して御審議いただくこととなります。この場合は、改めて日程を調整の上、審議会を開催して御審議いただいた後、官報公示の手続後に発効となります。今、日程の調整をしているところでして、皆さんが御出席可能なのは11月5日が濃厚ではないかと、これは異議申出が出た場合でございますけれども、そこだけ御記憶いただければと思います。

なお、本日御出席されていらっしゃる本審の委員の皆様には、本日の部会報告及び答申を専門部会の資料とともに郵送をすることによりまして、御報告させていただくこととしてございます。以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明に関して、質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日結審し答申できましたことから、これで専門部会の役目を終えることとなりますが、各委員から発言などありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、長きにわたり、真摯に審議していただきましてありがとうございます。おかげで全会一致という形で結審できました。本年は、鳥取県最低賃金の方では残念ながら全会一致となりませんでしたので、私が会長になってから初めての全会一致ということで非常に感慨深いです。労使双方不満は残ったというお話も頂きましたが、合意には至ったということで安心いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、鳥取県電子部品等製造業最低賃金専門部会を終了したいと思います。ありがとうございました。

署名

部会長

委 員

委 員